

## 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

### 1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

### 2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

| 取 扱 種 別                                    | 取 扱 期 間   |
|--|---|
| 1 保険金及び未経過保険料の非常即時払                        | 平成 20 年 9 月 1 日(月)<br>から<br>平成 20 年 9 月 30 日(火)<br>まで |
| 2 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 |   |
| 3 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払     |   |
| 4 普通貸付金の非常即時払                              |   |
| 5 保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し(還付)の非常取扱い        |   |
| 6 契約者配当金の非常即時払                             |   |